



ヨロンマラソン大会参加者募集

企画振興課 ☎050(3381)5030

市では姉妹町である鹿児島県与論町で開催される「第25回ヨロンマラソン大会」に選手団を派遣します。

ヨロンマラソンは速さを求めるというより思い出づくりと出会いを楽しむ大会です。初めてなのにどこか懐かしい顔と、美しい海があなたを待っています。ぜひご参加ください。

●派遣期間

平成28年**3月5日(土)～7日(月)**
 2泊3日（島内視察あり）

※マラソン開催日は3月6日(日)

●募集人員…6人

●種目…フルマラソン・ハーフマラソン

12月18日(金) 必着

※応募者多数の場合は抽選

●負担金…4万円程度

※南島原市まちづくり人材育成事業補助金として半額が助成されます

●応募資格

- ・市民または在勤者
- ・交流会、島内視察など全行程同行できる人
- ・過去3年以内に南島原市まちづくり人材育成事業補助金を受けたことがない人

平成28年度 競争入札参加資格審査申請受付

～電子申請に変わります～

管財契約課 ☎050(3381)5022

本市では、将来的に建設工事で実施予定である電子入札に向け、新しいシステムを導入します。これに伴い、業者の皆さんにはこれまでとは異なり、原則として電子申請を行っていただくこととなります。また、これまでの様式などを全面改定していますので、ご注意ください。なお、詳しくは決定次第(12月中旬予定)、市ホームページに掲載します。

■受け付ける業種（全業種）

「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」、
 「物品調達・その他業務」(※1) **業種区分の変更**

■受付期間

平成28年**1月12日(火)～2月29日(月)**
 (当日消印有効)

■入札参加資格の有効期間

- 建設工事、建設コンサルタント等業務
 平成28年4月1日～平成29年3月31日(1年間)
- 物品調達・その他業務
 平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)

■(※1)業種区分の変更



■申請方法

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
- ②本市から申請者へ電子申請のためのIDなどを送信
- ③本市ホームページの電子申請フォームで必要事項を入力し、申請確認
- ④フォームから印刷
- ⑤チェックリスト、申請書および添付書類をA4ファイルにとじ、管財契約課へ提出(当日消印有効)

※電子申請となりますが、これまで同様、A4紙ファイルでの提出も必要です。今回は、市内に本社を有する申請者に限り書類申請のみも受け付けます。市外業者は、電子申請がない場合、受け付けできませんので、ご注意ください。詳しくは、市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

■申請および問い合わせ先

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
 南島原市役所 総務部 管財契約課

使用期限は12月31日までです

「南島原がまだす商品券」の使用期限

商工観光課 ☎050(3381)5032
 南島原市商工会 ☎0957(76)1500



「南島原がまだす商品券」の使用期限は、平成27年12月31日(木)までです。

平成28年1月1日(金)以降は、使用することができませんので、お持ちの人は必ず12月31日(木)までに使用してください。

生活にお困りの人の自立に向けた支援を行います

南島原市生活自立相談支援センター(保護課内)
 ☎050(3381)5054 FAX0957(82)0240

働きたくても働けない、住むところがない、病気など、いろいろな理由で経済的に困ったり、生活上の悩みを抱える人たちを支援し、生活をよりよいものとして、自立につなげられるように「自立相談支援」の役割をもった相談窓口「南島原市生活自立相談支援センター」を開設しています。

ご相談に応じて、関係機関と協力し、継続的に支援を行っていきます。

ご家族など、まわりの人からの
 相談も受け付けます。

平日(祝日は除く)午前8時30分～午後5時15分
 市役所有家庁舎内

償却資産の申告をお忘れなく

税務課 ☎050(3381)5023

償却資産(事業用資産)には地方税法により固定資産税が課税されます。

事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、平成28年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告書は12月下旬に自治会配布もしくは郵送します。申告期限までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

■申告期限

平成28年**2月1日(月)**

■償却資産

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

ただし、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

■主な償却資産の例

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など